

議 事 日 程 第 8 号

令和2年3月24日（火）午前10時開議

（総務文教常任委員長報告）

- 日程第 1 議第 1号 米沢市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 議第 2号 米沢市基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について
- 日程第 3 議第 3号 米沢市市税条例等の一部改正について
- 日程第 4 議第34号 米沢市立学校の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第 5 請願第3号 大学入学共通テストの円滑な実施を求める意見書提出方請願

（民生常任委員長報告）

- 日程第 6 議第 4号 米沢市交通指導員設置条例の廃止について
- 日程第 7 議第 5号 米沢市印鑑条例の一部改正について
- 日程第 8 議第 6号 米沢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 9 議第 7号 米沢市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

（産業建設常任委員長報告）

- 日程第10 議第 8号 米沢市林業センターの指定管理者の指定について
- 日程第11 議第 9号 米沢市窪田コミュニティセンター新設建築工事請負契約の締結について
- 日程第12 議第10号 米沢市青果物地方卸売市場条例の設定について
- 日程第13 議第11号 米沢市手数料条例の一部改正について
- 日程第14 議第12号 米沢市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議第32号 市有財産（米沢八幡原中核工業団地用地）の処分について
- 日程第16 請願第1号 全国を適用地域とした看護師の特定最低賃金の新設を求める意見書提出方請願
- 日程第17 請願第2号 全国を適用地域とした介護従事者の特定最低賃金の新設を求める意見書提出方請願

（予算特別委員長報告）

- 日程第18 議第20号 令和2年度米沢市一般会計予算

- 日程第19 議第21号 令和2年度米沢市国民健康保険事業勘定特別会計予算
日程第20 議第22号 令和2年度米沢市後期高齢者医療費特別会計予算
日程第21 議第23号 令和2年度米沢市介護保険事業勘定特別会計予算
日程第22 議第24号 令和2年度米沢市と畜場及び食肉市場費特別会計予算
日程第23 議第25号 令和2年度米沢市青果物地方卸売市場費特別会計予算
日程第24 議第26号 令和2年度米沢市物品調達費特別会計予算
日程第25 議第27号 令和2年度米沢市南原財産区費特別会計予算
日程第26 議第28号 令和2年度米沢市三沢東部財産区費特別会計予算
日程第27 議第29号 令和2年度米沢市水道事業会計予算
日程第28 議第30号 令和2年度米沢市下水道事業会計予算
日程第29 議第31号 令和2年度米沢市立病院事業会計予算
日程第30 議第33号 令和元年度米沢市一般会計補正予算（第9号）
日程第31 議第35号 令和元年度米沢市一般会計補正予算（第10号）

- 日程第32 発議第1号 議第20号 令和2年度米沢市一般会計予算に対する附帯決議
日程第33 発議第2号 大学入学共通テストの円滑な実施を求める意見書の提出について
日程第34 発議第3号 新型コロナウイルス感染症の対策に関する意見書の提出について
日程第35 議員派遣について
日程第36 議第36号 米沢市副市長の選任について
日程第37 議第37号 米沢市教育委員会教育長の任命について
日程第38 議第38号 米沢市教育委員会委員の任命について

本日の会議に付した事件

議事日程第8号と同じ

出欠議員氏名

出席議員（24名）

1番	小久保 広 信	議員	2番	影 澤 政 夫	議員
3番	我 妻 徳 雄	議員	4番	太 田 克 典	議員
5番	山 田 富 佐 子	議員	6番	佐 藤 弘 司	議員
7番	高 橋 壽	議員	8番	高 橋 英 夫	議員
9番	山 村 明	議員	10番	堤 郁 雄	議員
11番	関 谷 幸 子	議員	12番	遠 藤 正 人	議員
13番	島 軒 純 一	議員	14番	工 藤 正 雄	議員
15番	齋 藤 千 恵 子	議員	16番	成 澤 和 音	議員
17番	中 村 圭 介	議員	18番	鳥 海 隆 太	議員
19番	古 山 悠 生	議員	20番	井 上 由 紀 雄	議員
21番	小 島 一	議員	22番	島 貫 宏 幸	議員
23番	木 村 芳 浩	議員	24番	相 田 克 平	議員

欠席議員 (なし)

出席要求による出席者職氏名

市 長	中 川 勝	副 市 長	井 戸 將 悟
総 務 部 長	後 藤 利 明	市民環境部長	堤 啓 一
健康福祉部長	小 関 浩	産 業 部 長	菅 野 紀 生
建 設 部 長	杉 浦 隆 治	会 計 管 理 者	猪 俣 郁 子
上下水道部長	高 野 正 雄	病院事業管理者	渡 邊 孝 男
市立病院 事務局長	渡 辺 勅 孝	総 務 課 長	安 部 道 夫
財 政 課 長	遠 藤 直 樹	総合政策課長	安 部 晃 市
教 育 長	大河原 真 樹	教育管理部長	渡 部 洋 己
教育指導部長	今 崎 浩 規	選挙管理委員会 委 員 長	小 林 栄
選挙管理委員会 事務局 長	村 岡 学	代表監査委員	森 谷 和 博
監 査 委 員 事 務 局 長	片 桐 茂	農業委員会会長	伊 藤 精 司

農業委員会
事務局 長

宍戸 徹朗

出席した事務局職員職氏名

事務局 長 三原 幸夫

事務局 次長 細谷 晃

庶務係 長 金子 いく子

議事調査係長 渡部 真也

主 任 藤崎 優一

主 事 齋藤 拓也

午前 9時59分 開 議

- 鳥海隆太議長 おはようございます。
ただいまの出席議員24名であります。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の会議は議事日程第8号により進めます。

.....

日程第1 議第1号米沢市特別職の職員の
給与に関する条例の一部改正に
ついて外4件

- 鳥海隆太議長 日程第1、議第1号米沢市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正についてから日程第5、請願第3号大学入学共通テストの円滑な実施を求める意見書提出方請願までの議案4件、請願1件は、議事の都合により一括議題といたします。

この場合、総務文教常任委員会における審査の経過と結果について報告願います。

総務文教常任委員長16番成澤和音議員。

〔総務文教常任委員長16番成澤和音議員登壇〕

- 16番（成澤和音議員） 御報告申し上げます。

去る2月28日及び3月17日の本会議におきまして当委員会に付託されました案件は、議案4件、請願1件であります。

当委員会は、議会日程に従い、4日及び17日に委員会室において、全委員出席のもと、関係部課長並びに請願審査においては紹介議員に出席を求め、開会いたしました。

以下、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、議第1号米沢市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。本案は、農業委員会の委員並びに農地利用最適化推進委員の報酬の月額を定めるとともに、国が創設した農地利用最適化交付金を活用し、農業委員等に対して農地利用の最適化に係る活動及び成果の

実績に応じた報酬を支給しようとするものであります。

本案に対し、委員から、農業委員等の農地利用の最適化に係る活動は各人によって実績に差があると思うが、報酬のうち活動に対する部分は全ての農業委員等に同額を支給するのか、それとも基準に照らして各人によって差をつけるのかとの質疑があり、当局から、農業委員等によって活動の量に違いがあり、国においても実績に応じて報酬を支給すべきであると示していることから、今後基準を設けていきたいとの答弁がありました。

また、委員から、活動及び成果に応じた報酬を新たに上乘せして支給することが、農業委員等の積極的な最適化活動に向けたインセンティブになるのかとの質疑があり、当局から、インセンティブの一つとしては有効であると考えており、農業委員等から、農地利用の集積・集約に向けた活動をするに当たって、出し手と受け手のマッチング作業をまとめることが難しくなっているという状況も聞いており、活動に対する金額的な裏づけも必要ではないかと認識しているとの答弁がありました。

採決に当たっては、高齢化等に伴う離農によって農業就業者が減少する中、担い手への農地利用の集積・集約化を進めていくことは大変重要である。そうした活動をしている農業委員等は本市のみならず日本の農業にとって大事な存在であり、意欲を持って活動していただきたいので賛成するとの意見。

農地利用の最適化は、将来の農業を考えて進められている事業であるが、そのような活動を行う農業委員等のなり手を確保するためにも、報酬を上乘せすることは理解できるので賛成するとの意見がありました。

本案については、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第2号米沢市基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正についてであります。

本案は、交通の安全を図る事業の資金に充てることを目的に設置された交通安全基金について、令和2年3月31日の取り崩しをもって基金残高がなくなることから廃止しようとするものであります。

本案に対し、委員から、目的を明確にして基金を設置したのであれば、そのために積み立ても行いながら、一般財源と基金からの取り崩しによって事業を実施していくべきではないか。残高がなくなることを理由に基金を廃止するというのは、交通安全に対する市の姿勢が後ろ向きになったと受けとめられてしまうのではないかと質疑があり、当局から、基金に積み立てる場合の財源は一般財源であり、そこから取り崩して事業の資金に充てたとしても、結局は一般財源で事業を行うことと同じことになると考えている。新年度予算においては、これまで基金から取り崩していた分を一般財源にかえており、基金がなくなっても事業費を削減するわけではないので、基金を廃止しても財源的に問題はない。また、交通安全対策事業は5年ごとに策定する交通安全計画に基づいて進めており、事業にも影響はないとの答弁がありました。

採決に当たっては、基金が廃止されることによって交通安全対策事業が後退してしまうことのないよう要望し、賛成するとの意見がありました。

本案については、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第3号米沢市市税条例等の一部改正についてであります。本案は、障がい者に対する固定資産税及び軽自動車税の種別割の減免手続の一部を改め、手続の簡素化を図ろうとするほか、各種様式等について市税規則によらず定められるようにするため規定の整備を図ろうとするものであります。

本案に対し、委員から、各種様式等を規則から削除しようとする背景について質疑があり、当局から、様式については、全庁的に事務の効率化を図る観点から、規則で定めて管理する方法から各

課の帳票管理台帳等で管理する方法に変更するための規定を整備しようとするものである。規則から様式を削除し、帳票管理台帳で管理することになる様式については、総務省令に定める様式に準じるなどして作成するとの答弁がありました。

本案については、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第34号米沢市立学校の設置等に関する条例の一部改正についてであります。本案は、米沢市立広幡小学校におけるコンクリート片の剝離落下による劣化状況詳細調査等の実施に伴い、広幡小学校の児童が令和2年4月から米沢市立興譲小学校の校舎で授業を受けられるようにするため、広幡小学校の校舎等の使用の特例を定めようとするものであります。

審査に先立ち、当局から、さきの総務文教常任委員会協議会等においては議案の概要として広幡小学校が移転したのものとしてその位置を興譲小学校の住所に変更しようとするものと説明したところであるが、委員から、位置を変更してしまうと、現在の広幡小学校の体育館やグラウンドは学校の施設ではなくなり、これまでどおり市民に利用してもらうためにほかの条例の改正も必要になるなどの支障が生ずるのではないかと意見があったことを踏まえ、再検討し、より状況に合致した改正として、校舎等の使用の特例を定めることとしたとの説明を受け、審査に入りました。

本案に対し質疑はありませんでしたが、採決に当たり、議会から指摘したことに迅速に対応していただいたことは評価できるが、今後はしっかり調査してより精度の高い議案を提出していただくよう要望し、賛成するとの意見がありました。

本案については、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第3号大学入学共通テストの円滑な実施を求める意見書提出方請願についてであります。本請願は、受験生が不安に陥らずに試験に臨めるよう、大学入学共通テストのあり方等につ

いて検討し、その結果を迅速に周知することなどについて、政府に対し意見書を提出していただきたいとするものであります。

審査に先立ち、紹介議員から補足説明を受け、審査に入りました。

なお、紹介議員から請願書表紙中の字句の訂正の申し出があり、委員会ではこれを了承しております。

本請願に対し、委員から、請願事項の第1項に「あらゆる視点で「共通テスト」の実施のあり方について検討すること」としているが、「あらゆる視点」とはどのようなものか。また、第2項に「試験制度変更に関する詳細な情報提供を、迅速に行うこと」としているが、「迅速に」という曖昧な表現ではなく、具体的にいつまでと示したほうがいいのではないかと質疑があり、紹介議員から、第1項の「あらゆる視点」とは、第一に受験生、そしてその保護者、高等学校、大学、民間の教育事業者まで含めた視点のことである。第2項の「迅速に」の程度としては、関係者が制度の変更に対応できるよう、「変更することが決まったらすぐに」ということであるとの答弁がありました。

採決に当たっては、大学入学共通テストの国語、数学の記述式問題の導入や、英語の資格・検定試験の活用については問題点があるとしてずっと議論され、教育関係者や高等学校などからは、どちらも中止すべきであるとの声が上がっていた。そのようなことから、円滑に実施することを求めるのではなく、記述式問題及び民間試験の活用は中止すべきと考える。また、請願事項についても、議論の方向性を明確にするような具体的な内容にしなければ課題の解消はできないと考えるので、本請願を不採択とすべきとの意見。

グローバル化が進展する中、英語によるコミュニケーション能力の向上が課題となっており、高等学校で英語4技能を総合的に育成することが求められていることから、国においては、4技能を

総合的に評価するものとして社会的に認知され、一定の評価が定着した民間の資格・検定試験を活用することとしたものである。この請願の内容を意見書として提出することは、日本の若者が近い将来グローバルに活躍できるようになるためのきっかけになると考え、本請願を採択すべきとの意見に分かれたため、起立採決を行ったところ、賛成多数で採択すべきものと決しました。

以上、当委員会に付託されました議案4件、請願1件の審査の経過と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○鳥海隆太議長 ただいまの総務文教常任委員長報告に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鳥海隆太議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

総務文教常任委員長報告中、異議のありました請願第3号の請願1件を除く議第1号から議第3号まで及び議第34号の議案4件を委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鳥海隆太議長 御異議なしと認めます。よって、議第1号から議第3号まで及び議第34号の議案4件は、委員長報告のとおり決まりました。

次に、異議のありました請願第3号について、起立により採決いたします。

請願第3号に対する委員長報告は、賛成多数で採択であります。

お諮りいたします。

請願第3号を委員長報告のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○鳥海隆太議長 起立多数であります。よって、請願第3号は委員長報告のとおり決まりました。

.....

日程第6 議第4号米沢市交通指導員設置 条例の廃止について外3件

○鳥海隆太議長 次に、日程第6、議第4号米沢市交通指導員設置条例の廃止についてから日程第9、議第7号米沢市病院事業の設置等に関する条例の一部改正についてまでの議案4件は、議事の都合により一括議題といたします。

この場合、民生常任委員会における審査の経過と結果について報告願います。

民生常任委員長22番島貫宏幸議員。

〔民生常任委員長22番島貫宏幸議員登壇〕

○22番（島貫宏幸議員） 御報告申し上げます。

去る28日の本会議において当委員会に付託されました案件は、議案4件であります。

当委員会は、議会日程に従い、5日の午前10時から委員会室において、全委員出席のもと、関係部課長の出席を求め、開会いたしました。

以下、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

初めに、議第4号米沢市交通指導員設置条例の廃止についてであります。本案は、地方公務員法の改正に伴い、非常勤の特別職の職員として任用する交通指導員を廃止するものであります。

本案に対し、委員から、交通指導員はこれまで本市の非常勤の特別職として身分が保障されていたが、今後の身分保障はどう変わるのか、また、条例廃止により交通指導員は何を根拠に設置するのかとの質疑があり、当局から、地方公務員法の改正により特別職の任用要件が厳格化され、交通指導員を特別職として任用することができなくなることから、今後は、交通指導員を設置する根拠として新たに規程を整備し、個人への委嘱としたいと考えているとの答弁がありました。

また、委員から、改正後の地方公務員法において特別職に任用できる「助言する者」として、交通指導員を任用することはできないのかとの質疑

があり、当局から、改正後の同法に規定されている「助言する者」とは、地方公共団体等の機関に対して助言する者とされているため、交通指導員は該当しないと判断したものであるとの答弁がありました。

さらに、委員から、事故等が発生した場合の補償は今後どうなるのかとの質疑があり、当局から、本市が民間の保険会社と契約を交わすことにより補償していきたいと考えているとの答弁がありました。

次に、委員から、交通指導員を個人への委嘱とすることの根拠及び今後の身分保障が不明確であることに対して、ほかの委員の認識を伺いたいとして委員間討議の申し出があり、討議が行われました。

委員からは、地方公務員法の改正により特別職の任用要件が厳格化されたため、特別職として任用することができないことから、条例を廃止せざるを得ないこと。任用内容は従来と変わらないことは理解しているが、条例廃止後の交通指導員の身分保障と事故等発生時の補償について明文化したものを御提示いただければわかりやすかった。また、新たに整備する規程等については、今後十分に議論していただきたいなどとして討議が行われました。

採決に当たっては、交通指導員には今後も従来と変わらない任務を行っていただくとの説明があったが、設置する根拠と事故等発生時の補償内容が不明確であることから反対とする意見。

地方公務員法の改正により任用要件が厳格化され、特別職として任用できないことから、条例を廃止せざるを得ないこと、また、条例廃止後の活動体制については、交通指導員の方々と協議し、御理解をいただいていることから賛成とする意見に分かれ、起立採決を行ったところ、可否同数でありましたので、委員会条例第17条の規定により、委員長において、本案は可決すべきものと決しました。

次に、議第5号米沢市印鑑条例の一部改正についてであります。本案は、総務省が定める印鑑登録証明事務処理要領の改正に伴い、成年被後見人が印鑑の登録を受けることができるよう所要の改正を行うものであります。

本案に対し、委員から、改正後の事務の実施に当たって課題や弊害はあるかとの質疑があり、当局から、印鑑登録後に成年被後見人が関与しないところで実印が使用されることを懸念しており、後見人の方には登録後の印鑑の管理や使用について責任を持って務めていただく必要があると考えているとの答弁がありました。

本案については、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第6号米沢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてであります。本案は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、放課後児童支援員への経過措置期間を延長するため所要の改正を行うものであります。

本案に対し、委員から、放課後児童支援員の資格取得に対し、本市が行う支援はどのようなものかを考えているかとの質疑があり、当局から、研修会の受講に向けた要望等を各放課後児童クラブに確認し、支援内容を検討したいと考えているとの答弁がありました。

本案については、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第7号米沢市病院事業の設置等に関する条例の一部改正についてであります。本案は、地方公営企業法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

本案については、質疑もなく、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会に付託されました議案4件の審査の経過と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○**鳥海隆太議長** ただいまの民生常任委員長報告に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**鳥海隆太議長** 質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議第4号に対し、8番高橋英夫議員から討論の通告がありますので、発言を許可します。8番高橋英夫議員。

〔8番高橋英夫議員登壇〕

○**8番（高橋英夫議員）** 私は、さきの民生常任委員会における議第4号米沢市交通指導員設置条例の廃止についての採決時、反対の立場に立ちました。

その理由は、当局の説明のうち、条例の廃止の理由については理論上の理解はできるものの、当事者である米沢市交通指導員の皆さんの身分や災害補償などについてどのように変わるのか変わらないのかの説明が曖昧であり、納得がいかなかったからであります。交通指導員の皆さんの身分と災害補償に変化があるのに、やっていただくことはこれまでと何ら変わりませんか、指導員の皆さんには説明をしており納得していただいておりますという説明でしたが、審査にかかわる私たち民生常任委員がその中身を正確に知ることができないまま、条例の廃止については賛成するという立場にはどうしても立てなかったからです。

審査の結果は、賛成・反対同数となり、委員長裁決により可決すべきものとなりましたが、この会議の後、反対の立場をとった市民平和クラブと私の所属する日本共産党市議団の2つの会派の6名で、この案件について、委員会段階では見えなかった内容について明確にしていくため、改めて当局側とのやりとりを行い、委員会段階では曖昧だった複数の項目について6名全員が認識を共有するに至り、反対の理由が消滅したことから、本会議においては、議第4号について賛成の立場をとるという結論に至りました。

以上、民生常任委員会の審査において反対を表明した経緯及びその後の2会派合同の検討により

反対理由が消滅したことの経緯を述べ、議第4号について賛成いたします。

○鳥海隆太議長 以上で討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

民生常任委員長報告中、異議のありました議第4号の議案1件を除く、議第5号から議第7号までの議案3件を委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鳥海隆太議長 御異議なしと認めます。よって、議第4号の議案1件を除く議第5号から議第7号までの議案3件は、委員長報告のとおり決まりました。

次に、異議のありました議第4号について、起立により採決いたします。

議第4号に対する委員長報告は、可否同数により、委員長裁決において原案可決であります。

お諮りいたします。

議第4号を委員長報告のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○鳥海隆太議長 起立多数であります。よって、議第4号は委員長報告のとおり決まりました。

.....

日程第10 議第8号米沢市林業センター の指定管理者の指定について 外7件

○鳥海隆太議長 次に、日程第10、議第8号米沢市林業センターの指定管理者の指定についてから日程第17、請願第2号全国を適用地域とした介護従事者の特定最低賃金の新設を求める意見書提出方請願までの議案6件、請願2件は、議事の都合により一括議題といたします。

この場合、産業建設常任委員会における審査の

経過と結果について報告願います。

産業建設常任委員長21番小島一議員。

〔産業建設常任委員長21番小島一議員登壇〕

○21番(小島一議員) 御報告申し上げます。

去る2月28日及び3月3日の本会議において当委員会に付託されました案件は、議案6件、請願2件であります。

当委員会は、議会日程に従い、6日の午前10時から委員会室において、全委員出席のもと、関係部課長並びに請願審査においては参考人及び紹介議員の出席を求め、開会いたしました。

以下、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

議第8号米沢市林業センターの指定管理者の指定についてであります。本案は、米沢市林業センターの管理を行わせる指定管理者について、令和2年度から1年間指定しようとするものであります。

本案については、とりわけ質疑もなく、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第9号米沢市窪田コミュニティセンター新設建築工事請負契約の締結についてであります。この工事は、米沢市窪田コミュニティセンターの老朽化に伴い、住民の自主的な生涯学習、地域づくり、防災活動等の拠点としての施設を新たに整備するものであり、鉄骨造平屋建て、延べ床面積約612平方メートルの本体棟のほか、車庫・倉庫棟を窪田町窪田地内に建設しようとするものであります。契約については、指名競争入札による契約とし、7業者による入札を行った結果、米沢市中田町1026番地の1、株式会社中村建設、代表取締役中村浩が1億8,018万円で落札し、仮契約を締結したので、本契約を締結しようとするものであります。

本案に関連し、委員から、新たに造成した敷地の北西角から市道への出入り口の構造についてただされ、当局から、現在、敷地の西側に南北の市

道を整備中で、全線開通にはまだ時間がかかるが、来年度当該敷地に面する部分の整備を予定しており、出入口部分は既にボックスカルバートの設置が完了しているとの答弁がありました。

本案については、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第10号米沢市青果物地方卸売市場条例の設定についてであります。本案は、卸売市場法の一部改正に伴い、条例を全部改正しようとするものであります。

本案については、質疑や意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第11号米沢市手数料条例の一部改正についてであります。本案は、複数の建築物を合わせた建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る手数料を徴収するほか、規定の整備を図ろうとするものであります。

本案については、質疑や意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第12号米沢市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてであります。本案は、地方公営企業法の一部改正に伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

本案については、質疑や意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第32号市有財産（米沢八幡原中核工業団地用地）の処分についてであります。本案は、米沢八幡原中核工業団地の未分譲の用地1万8,401平方メートル余りを愛知県豊田市三軒町三丁目1番地、三井屋工業株式会社、代表取締役野口明生に1億231万1,000円で売却しようとするものであります。

本案については、質疑や意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第1号全国を適用地域とした看護師の特定最低賃金の新設を求める意見書提出方請願であります。本請願は、看護の現場での厳しい労働環境と低賃金のもとで、看護師の慢性的な人員不足が続いていることから、看護師の賃金水準の底上げを図るため、全国を適用対象とした看護師の特定最低賃金を新設するよう国に向け意見書を提出していただきたいとするものであります。

審査に先立ち、参考人及び紹介議員から補足説明を受け、審査に入りました。

本請願に対し、委員から、請願書の文言のうち「看護師の賃金水準が全産業平均よりも低い」との根拠についてただされ、参考人から、平成30年の厚生労働省賃金構造基本統計調査から抽出しているとの答弁がありました。

これに対し、委員から、この統計調査では12の産業に分類されていたが、医療、福祉の産業別賃金は平均賃金を上回っているのではないかと質疑があり、参考人から、医療、福祉という分類には医師の賃金を含むため、全産業平均よりは高くなるかもしれないが、看護師のみの平均賃金は平均を下回ると考えているとの答弁がありました。

さらに、委員から、その記載が正しいものかどうか確認を求められましたが、参考人から、記載は正しいものと考えているがその根拠をここでは示せないとして、請願書中、看護師の賃金水準「が全産業平均より低い」としている部分を看護師の賃金水準「の格差の」と訂正したいとの申し出がなされ、委員から、実際は記載内容が正しいと認識しているがそれを示す数字を持ち合わせていないことが訂正の理由かとただされ、参考人から、そのとおりであるとの答弁がありました。委員会では、この訂正の申し出を了承しております。

次に、委員から、平成30年に日本医労連が厚生労働省の中央最低賃金審議会に看護師と介護職の全国を適用対象とした特定最低賃金の新設を申し出た結果についてただされ、参考人から、その申し出については却下されたとの答弁がありました。

さらに、委員から、全国一律の特定最低賃金の新設を求めるには、その内容を厚生労働省に申し出て、中央最低賃金審議会で審査を受けることになっているが、本請願の願意は、その制度を廃止して、国が直接業種ごとの特定最低賃金の設定を求めることでよいかとの質疑があり、参考人から、願意は、現行制度を維持したまま全国を適用対象とした看護師の特定最低賃金を新設することであるとの答弁がありました。

また、委員から、今後、日本医労連から改めて全国を適用対象とした看護師の特定最低賃金の新設の申し入れを行う考えはあるのかとただされ、参考人から、そのように捉えているとの答弁がありました。

さらに、委員から、看護師の給与の地域間格差をなくすために、どの程度の最低賃金を望んでいるのかとの質疑があり、参考人から、診療報酬の引き上げなどの改善が前提となるが、1,800円の最低賃金を目指したいと考えているとの答弁がありました。

また、委員から、県内の看護師の時給の実態についてただされ、医療機関によってまちまちだが、県内の看護師の時給の平均は1,500円かそれを下回る程度であるとの答弁がありました。

そのほか、委員から、この請願の趣旨について医療機関の経営者側はどのように捉えていると考えるかとの質疑があり、参考人から、看護師の不足は病院の経営上からも重視されている課題であり、全国一律の特定最低賃金が実現すれば、その結果として、病院の運営や地域医療の改善につながるものと考えているとの答弁がありました。

採決に当たっては、県内の特定最低賃金の設定では地域別最低賃金の額に100円を下回る程度の額を上乗せした改定をしている現状であるのに対し、特定最低賃金を東京都の地域別最低賃金よりもはるかに高く、山形県の地域別最低賃金の倍以上の1,800円とすることは、県民、国民に受け入れられるのではなく、また、特定最低賃金の設定

をもって看護師給与の地域間格差を是正しようという手法は特定最低賃金制度の趣旨になじまないことから本請願には反対するとの意見。

医療従事者には看護師以外の職種もあり、看護師限定の特定最低賃金の新設を求めることには同意できないので反対するとの意見。

賃金の地域間格差は、地域経済をもとにして厳然としてあるものであり、全国一律の特定最低賃金の新設は、雇用者側の大きなリスクになることから反対するとの意見があり、起立採決を行った結果、賛成少数で不採択とすべきものと決しました。

次に、請願第2号全国を適用地域とした介護従事者の特定最低賃金の新設を求める意見書提出方請願ですが、本請願は、介護従事者の人材確保、離職防止策は喫緊の課題であり、職場環境の改善が急がれるほか、介護従事者の賃金は医療従事者の賃金と比べて低い現状もあることから、介護従事者の賃金水準の底上げを図るため、全国を適用対象とした介護従事者の特定最低賃金を新設するよう国に向け意見書を提出していただきたいとするものです。

審査に先立ち、参考人及び紹介議員から補足説明を受け、審査に入りました。

本請願に対し、委員から、介護事業所の経営状況についてどのように認識しているかとの質疑があり、参考人から、介護サービスの利用者数によって収入が限定されてくるもので、県医労連加盟の介護事業所においては経営は大変だと聞いているとの答弁がありました。

さらに、委員から、請願者は、介護従事者の特定最低賃金をどの程度の金額に定めることを目指しているのかとの質疑があり、参考人から、当面は1,000円、将来的には1,500円を求めたいと考えているとの答弁がありました。

次に、委員から、介護現場の人手不足についてどう認識しているか、ほかの委員の認識を伺いたいとの委員間討議の申し出があり、介護の現場で

は仕事の過酷さに見合った賃金ではないことを理由として離職する状況が続いているのではないかとの認識、賃金が低いという話は聞いており、福祉業界に対する社会制度が十分整っていないとの認識、年齢層の高い方が介護職に多くついているという認識、介護職は歴史が浅く需要に対して供給のバランスがとれておらず、また離職率も高いとの認識であることが示されました。

続いて、委員から、その人手不足を解消する方法について、ほかの委員の考えを伺いたいとの委員間討議の申し出があり、委員から、介護事業者が安定経営できるための法整備と、それに準じた県、市町村の支援が不可欠との考え、国としての取り組みが重要との考え、元気な高齢者が要介護者を支えることが一つの方法との考え、介護サービスを支えるボランティア人材の活用もこれから必要ではないかとの考えが示されました。

採決に当たっては、特定最低賃金の新設をもって介護従事者の賃金水準とほかの職種との格差是正を求めることは、特定最低賃金制度の考え方になじまないことから反対するとの意見があり、起立採決を行った結果、賛成少数で不採択とすべきものと決しました。

以上、当委員会に付託されました議案6件、請願2件の審査の経過と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○**鳥海隆太議長** ただいまの産業建設常任委員長報告に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**鳥海隆太議長** 質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、請願第1号及び請願第2号に対し、1番小久保広信議員から討論の通告がありますので、発言を許可いたします。1番小久保広信議員。

〔1番小久保広信議員登壇〕

○**1番（小久保広信議員）** 全国を適用地域とした看護師の特定最低賃金新設を求める意見書提出方請願について並びに全国を適用地域とした介護従

事者の特定最低賃金新設を求める意見書提出方請願について、賛成の立場で意見を申し上げます。

高齢社会が現実となる中で、厚生労働省は、2025年に向けた看護職員の推計と確保策で、看護職員の必要数は200万人と試算しています。しかし、医療・看護の現場では、引き続き厳しい労働環境と低賃金のもと看護師の定着が進まず、慢性的な人員不足が続いています。さらに、山形県医労連の調査では、74.8%に上る看護師がやめたいと思いつながら働いているという現実にあります。

また、低賃金、過重労働の実態は依然として改善されておらず、人員不足を深刻化させ、患者、利用者に対する良質なサービス提供に影響を及ぼしかねない事態になっています。

看護師は、同じ国家資格でありながら、働く地域によって初任給の格差が月額8万円にも及び地域格差があります。ハローワークの求人でも、山形県と東京都では、初任給で7万円、月額平均基本給で5万円の開きがあります。そのために、賃金の低い地域から高い地域へ看護師が移っている実態があります。このことは、米沢市も例外ではありません。若い看護師が移っている実態があります。

全国一律の診療報酬であるにもかかわらず、地域や設置主体などによる格差が大きく、医療施設等の安全・安心な職員体制や医療・看護現場で働く労働者の処遇の確保は、国の責任で行われるべきです。

次に、介護従事者ですが、現場での人手不足感が強まる中、待遇の改善で職員の引きとめを図る施設がふえています。しかし、全産業の平均より、昨年時点で約6万5,000円低い実態にあります。

国は、介護職員の処遇を改善するため、職員1人当たり最大で月3万7,000円に相当する介護報酬を出していますが、賃金カーブを底上げするベースアップを実施する予定の事業所は21.1%にとどまり、手当の引き上げや新設が31.3%と、低賃金・過重労働の実態はいまだに改善されておりま

せん。

また、看護師と同じく介護職員の賃金も、東京都と比べて山形県は年収で男性が125万円余り、女性で約90万円の差があります。そのために人員不足が深刻化しています。

本来、介護施設等の安全・安心な職員体制や介護現場で働く労働者の処遇の確保は、国の責任で行われるべきです。しかし、現実には、職員確保や体制の充実は事業所の努力に委ねられ、利用者、国民に負担を強いています。また、介護報酬の引き下げにより、待遇改善や人員体制の確保を不安定にしています。

今後、在宅医療や介護の需要が大きくなることは目に見えています。医療と介護に従事する人の賃金の底上げを初め、処遇改善と人員確保が必要です。そのためには、全国を適用地域とした看護師と介護従事者の特定最低賃金の新設が必要です。

よって、請願第1号と請願第2号に賛成し、議員各位の賛同をお願い申し上げます。

○鳥海隆太議長 以上で討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

産業建設常任委員長報告中、異議のありました請願第1号及び請願第2号の請願2件を除く議第8号から議第12号まで及び議第32号の議案6件を委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鳥海隆太議長 御異議なしと認めます。よって、議第8号から議第12号まで及び議第32号の議案6件は、委員長報告のとおり決まりました。

次に、異議のありました請願第1号及び請願第2号の請願2件について、順次起立により採決いたします。

初めに、請願第1号について採決いたします。

請願第1号に対する委員長報告は、賛成少数で不採択であります。

お諮りいたします。

請願第1号を採択とすることに賛成の議員は御

起立願います。

〔賛成者起立〕

○鳥海隆太議長 起立少数であります。よって、請願第1号は不採択とすることに決まりました。

次に、請願第2号について採決いたします。

請願第2号に対する委員長報告は、賛成少数で不採択であります。

お諮りいたします。

請願第2号を採択とすることに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○鳥海隆太議長 起立少数であります。よって、請願第2号は不採択とすることに決まりました。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時48分 休 憩

~~~~~

午前10時57分 開 議

○鳥海隆太議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

.....

日程第18 議第20号令和2年度米沢市  
一般会計予算外13件

○鳥海隆太議長 次に、日程第18、議第20号令和2年度米沢市一般会計予算から日程第31、議第35号令和元年度米沢市一般会計補正予算（第10号）までの議案14件は、議事の都合により一括議題といたします。

この場合、予算特別委員会における審査の経過と結果について報告願います。

予算特別委員長6番佐藤弘司議員。

〔予算特別委員長6番佐藤弘司議員登壇〕

○6番（佐藤弘司議員） 御報告申し上げます。

本日は、去る2月28日の本会議で、当予算特別委員会に付託されました議第20号令和2年度米沢市一般会計予算から議第31号令和2年度米沢市立病院事業会計予算までの当初予算12件及び3月3日の本会議で、当予算特別委員会に追加付託されました議第33号令和元年度米沢市一般会計補正予算（第9号）の補正予算1件並びに3月17日の本会議で、当予算特別委員会に追加付託されました議第35号令和元年度米沢市一般会計補正予算（第10号）の補正予算1件、合わせて14件について御報告申し上げます。

当委員会は、議会日程に従い、9日から18日までの間の6日間にわたり、委員会室において、全委員出席のもと、当局から市長を初め副市長、教育長、病院事業管理者、関係部課長等にも出席を求め、審査を行いました。

なお、各議案の内容につきましては、各議員御承知のことと存じますので、その説明を省略させていただき、以下、審査経過の中でありました質疑、要望等の主なものと、その結果を取りまとめて御報告申し上げます。

まず、審査の都合上、令和2年度当初予算12件を一括議題とし、初めに副市長から予算の概要について、総務部長から人件費について、総合政策課長から行政事務共同処理分担金について、それぞれ説明を受け、審査を行いました。

これに対する総括質疑では、新年度一般会計予算について、編成の時期等を考慮すると、このたびの新型コロナウイルス感染症への対応や極端な少雪に対する予算というのは計上されていないと思う。国においても、新型コロナウイルス感染症対策として、遅滞なく経済対策や防疫等を含めて迅速な対応をされると思われるが、市としてはどのような思いで対策を講じていくのかとして質疑がありました。

また、新年度予算と同時に示された今後の財政見通しでは財政指数が改善してきていると示されたが、市債の年度末残高が令和2年度から相当多

額になっている。来年度中にはさまざまな公共施設に関して個別の施設計画が策定され、大規模な改修が必要になってくるとされるし、市立学校適正規模・適正配置基本計画においても、施設の老朽化は深刻だとの記載もある。そのようなことを考えると、示されている市債の年度末残高は相当上振れするのではないかと心配しているが、どのように認識しているのかとして質疑がありました。

さらに、市長公約の予算反映について、今回の予算を見ると公約に掲げられた屋内遊戯施設の調査や医療費の高校3年生等までの無償化など多く計上され、着実に実行されていくのを感じ取れるが、公約の予算への反映はどの程度できたと考えているのかとして質疑がありました。

第1款議会費では、タブレット導入による効果をどのように捉えているのか。また、導入時に財政的な面で当局には入らなかったが、庁舎建てかえに向け、今後の議会対応におけるタブレット導入を考えていないのかとして質疑がありました。

第2款総務費では、LED公衆街路灯設置費補助金について、防犯灯の空白地域が点在しているところについて、米沢市防犯協会各支部の要望を集約し設置しているということだが、総要望件数と、要望があっても設置できなかった理由、今後の対応はどうか。また、LEDの耐用年数はどのくらいか。新設、交換だけでなく修理についても補助してほしいとして質疑、要望がありました。

また、公用車管理事業費について、国では来年11月から高齢者の運転による事故を防ぐため、新車で販売される自動車への衝突被害軽減ブレーキの設置が義務づけられるが、本市の公用車への衝突被害軽減ブレーキの設置状況と、そういった安全装置がついている公用車の導入はどう考えているのかとして質疑がありました。

さらに、庁舎建替事業について、備品購入費が7,000万円計上されている。これで全額なのか。また、米沢産品のよさを情報発信できるような備品

整備とすることは考えているかとして質疑がありました。

また、地域公共交通網形成計画策定について、計画内容とスケジュールはどうなっているのかとして質疑がありました。

さらに、協働提案制度補助金について、この補助金のもととなっている米沢市協働推進条例があるが、本条例の趣旨についてどのように理解しているか。また、条文には「共に行動する」との表現があるが、ややもすると協働提案制度補助金を交付することが行政の役割で、お金を出すからあとは地域でやってくれとはなっていないかとして質疑がありました。

また、地域おこし協力隊起業支援補助金として200万円計上しているが、支援の内容はどのようなものか。また、この間の成果はどうかとして質疑がありました。

さらに、選挙啓発費について、選挙権が18歳に引き下げられたときの参議院議員通常選挙では、10代の投票率が県内13市の中で最上位だったと記憶しているが、その後、若年層の投票率はどうか。また、その結果について検証はされているかとして質疑がありました。

第3款民生費では、ひきこもりサポート事業について、中高年のひきこもりが問題になっている。親の高齢化で8050問題が起り、行政などの支援を得られずに孤立しているケースがふえている。今回委託料を計上しているが、委託先の事業所は何社を想定しているのか。また、委託する内容に、ひきこもり支援にかかわる人材の養成研修、ひきこもりサポーター、ピアサポーターの研修等が入っているかとして質疑がありました。

また、民生委員・児童委員の活動内容が複雑化している状況にある。本市における民生委員・児童委員活動時のトラブル等はあるのか。また、民生委員に対する研修会は実施しているのかとして質疑がありました。

さらに、本市における子供への虐待の状況は把

握しているのか。また、児童虐待に対して本市はどのような対策を考えているのかとして質疑がありました。

また、屋内遊戯施設の建設に当たり、ファミリー・サポート・センター、子育て支援センター等の併設または複合化について検討されているのかとして質疑がありました。

さらに、生活困窮者自立支援事業費について、市政運営方針にも「断らない総合相談体制」の構築を検討するとあり、第3期米沢市地域福祉計画（案）には「自立相談支援センターを中心に個別伴走型の支援を実施します」としている。「断らない総合相談体制」には、介護、障がい、子供、困窮の相談支援機関を総合的にコーディネートする担当職員を配置しなければならないことから、委託するのではなく庁内に設置する必要があるのではないかとして質疑がありました。

第4款衛生費では、三友堂看護専門学校運営補助金について、昨年度の卒業生の進路、市内就職者数はどうなっているのか。また、現在、市内の大学生の9割、短大生の6割が市外、県外の企業から内定を受けているという現状を踏まえると、地元への人材を輩出する組織という意味では、三友堂看護専門学校の存在は非常に重要な意味があると思う。今後、補助を拡充していく必要があると思うがどうかとして質疑がありました。

さらに、産後ケアについての本市の現状はどうなっているのか。産後は心身ともに不安定である上、近くに相談できる人がいない方もいることから、子育て世代包括支援センターとも協力し、支援することはできないのかとして質疑がありました。

また、健康のまちづくり推進事業について、コミュニティセンターを中心とした健康づくりの推進を行うということだが、その実施団体としてコミュニティセンターのほか、まちづくりを行う団体とある。これはどのような団体を想定しているのか。また、活動に対する支援とあるが、具体的

にはどのようなことを考えているのかとして質疑がありました。

さらに、斎場管理事業費で工事請負費が計上されているが、その内容はどうなっているのか。斎場は老朽化していることから、建てかえる考えはないのかとして質疑がありました。

また、不法投棄に関する市の監視体制はどうなっているのか。捨て得とにならないようにきっちりと対応してほしいとして質疑、要望がありました。

さらに、南工業団地内で操業していた堆肥製造事業所の現況はどうなっているのか。残存堆肥の搬出について、以前、市と地域住民に対して計画書を提出しているが、履行されていないのではないかと質疑がありました。

また、地球温暖化対策について、新たに取組む内容はあるのかとして質疑がありました。

第5款労働費では、この春、地元の高校を卒業する生徒の地元就職率及び県外へ一旦出ていかれた方の本市への就職率とその男女比はどうなっているのか。また、新型コロナウイルスの影響により、来春の新卒者の企業説明会が中止となることで就職に影響しないよう、市として取り組んでもらいたいとして質疑、要望がありました。

第6款農林水産業費では、田んぼアートが始まって15年目になり、市民を巻き込んで地元の皆さんの全面的協力のもと観光振興等に大いに寄与していると思うが、現状はどのようになっているのか。田んぼアートは、全国でも100カ所以上、海外でも実施されている。何か特徴的で特化したものがないとだめだと思うが、今後どのように実施していくのかとして質疑がありました。

また、有害鳥獣対策について、現在は守りの対策になっているが、モンキードッグを扱った経験を持つドッグハンドラーの方がいるので、そのやり方を継承し、今後攻めの対策を行っていく考えはないかと質疑がありました。

さらに、学校給食における地産地消促進事業費補助金393万2,000円が計上されているが、丹精込

めて育てた作物を納めている農家がいるのに予算額が少ない。もっと補助を行ってもいいのではないかと質疑がありました。

また、有機農法の機運が高まっていると捉えている。有機農法といえば化学肥料や農薬の不使用が前提となるが、農薬使用に対しての市の考え方はどうか。国民ニーズも次第に高まってきているように思うが、それを売りにしていくことで少しでも高く買ってもらえるマーケットが開いていくと思うので、本市でも力を入れて頑張っていたきたいとして質疑、要望がありました。

さらに、米沢牛の存在価値は素晴らしいものがあると思うが、市として米沢牛のブランド力の認識はどうか。3市5町で生産され、基準を超えたものが米沢牛として販売されるが、置賜地域と本市の販売頭数はどのくらいあるのか。今問題となっている経営者等の高齢化や一貫生産体制の推進について、どのように認識しているのか。また、今年1月1日に日米貿易協定が発効され、地元紙の社説に「本県農家への影響が懸念されるのは米国产牛豚肉などの関税引き下げだ」と記載されている。日米貿易協定が米沢牛に与える影響、見通しをどう認識しているのかとして質疑がありました。

また、林業費について、最近、林業に携わる担い手がいなくて大変困っているとの話を聞いているが、本市の実態はどうなっているのか。また、林業の担い手づくりは、森林環境譲与税やみどり環境税等を活用しての対策となるのか。さらに、他自治体では、今まで全く林業に携わったことがない首都圏の人が来て、林業に携わる事業を実施している。本市で林業に従事してもらうためにはPRが必要だと思うが、対策はとっているのかとして質疑がありました。

さらに、近年、森林病虫害が市内に広がっていると思うが、被害の推移はどうなっているのか。また、松くい虫に関しては、伐倒玉切りを行い、集積し、シートで包む作業がある。斜面での作業

となるので、集積したものが崩れる等の被害や危険を感じるなどの問題になっていないのか。せっかく伐倒して玉切りするので、バイオマス発電などに森林病害虫木を活用できないかとして質疑がありました。

第7款商工費では、企業立地推進事業の産業用地整備業務の中で、区画の樹木伐採に約3,000万円の予算が計上されている。その理由と事業内容についてどのように考えているのかとして質疑がありました。

また、消費生活相談員は新年度から会計年度任用職員となるが、正規職員でしっかり対応していく時期に来ているのではないかと。特殊詐欺に対する啓発についていろいろ行っているようだが、被害に遭いやすい高齢者等に対応した啓発活動をしてほしいとして質疑、要望がありました。

さらに、花の慶次30周年記念事業費補助金の具体的な内容はどうなっているのか。新型コロナウイルス感染症が終息していない状況で、今後長期化するのではないかと報道もあり、お祭りに影響するのではないかと。今後の対応も含めて、どのように考えているのかとして質疑がありました。

第8款土木費では、空き家対策事業費での宅建業者とのかかわりについて、この事業が始まり数年がたつが、この間の宅建業者との意思疎通はどのように図っているのか。そこで出た課題は何か。また、現在無償で行っている物件調査について、県内においては物件調査費用を支払っている自治体もある。この対応の違いについて本市としてどのように考えているのかとして質疑がありました。

また、(仮称)市立病院北通り線の道路改良事業が予算書に計上された。堤防と既存道路の高低差がありアプローチを工夫しなければならないと思うが、どのような形状になるのか。さらに、用地買収の必要性及び状況はどうかとして質疑がありました。

さらに、米沢駅元籠町線について、窪田諸仏線の交差点からナセBAまでの一方通行解除の準備

状況はどうなっているのか。また、一方通行の解除が認められた場合、商業施設跡地や旧百貨店の今後の動向によっては、全線一方通行解除も可能になるのではないかと。都市計画マスタープランの見直し、立地適正化計画の中で都市計画道路そのものの線引きを見直すことになると思うが、対応する準備があるかとして質疑がありました。

また、景観賞について、新しい部門をつくってでもいろんな方を巻き込んで盛り上げていくことが必要であり、以前、自然や風景についても取り入れる提案をしたが、検証結果はどうなっているのかとして質疑がありました。

また、景観形成推進事業について、都市計画マスタープランの見直し、立地適正化計画の策定が6月ごろまでずれ込むという話を聞いている。同じ都市計画の観点から、今回検討している都市計画マスタープラン、立地適正化計画と景観形成事業との関連性をどのように捉えているのかとして質疑がありました。

また、冬期間閉鎖している八幡原公園の公衆トイレ周辺について、決してきれいとは言えない。建物も古く設備の維持も大変だと思うが、必要性についてどのように認識しているか。公衆トイレについては八幡原中核工業団地内にあり、さまざまの方が利用することから、本市の顔のようなつもりで、きれいに使いやすいようにできないかとして質疑がありました。

第9款消防費では、消防団のなり手がいない状況であり、消防団の実情と行政側の思いが乖離しているのではないかと。抜本的改革が必要と思われるが、団員確保に向けて市は取り組みを行っているのかとして質疑がありました。

また、防災行政用無線システム整備事業において、連携の部分に防災ラジオは入っていないが、これまで配付した防災ラジオと防災行政用無線システムの連携はとれるのか。これからの防災・減災に関しては、リアルタイムの情報発信が必要になってくると思う。本市でもフェイスブック等を

使用し情報発信を一部行っているものの、まだまだ市民に浸透していない状況にあると思うが、リアルタイムの情報発信について本市の考え方はどうかとして質疑がありました。

さらに、災害時の受援計画について、近年、大災害が起きている中で、総務省は、被災市区町村応援職員確保システムを整備しており、全国で200名程度のノウハウを持った災害マネジメント総括支援員が、いち早く災害現場に来てどうすればよいかと指導してくれる。熊本地震の際にも活躍したと聞いており、さきの台風19号の際にも全国的に活躍されている。問題は受け入れ自治体がきちんと計画を持っているかということであるが、本市の受け入れ体制は整っているのか。また、今後、コミュニティセンターを避難所として開設する場合の職員を配置する計画と聞いているが、既に動ける体制になっているのかとして質疑がありました。

さらに、4月1日の広報と一緒に全戸配布されるハザードマップにおいて、新たに危険区域になる世帯、対象人口はどの程度になるか。また、周知は、マップを配布するだけで啓発を促すようなチラシ等は考えていないのか。市民に対し、近年の状況から被害拡大が予想されることについて、危機意識を持ってほしい旨を梅雨前に通知すべきと思う。従前の避難所に避難してそこで被災してしまったら、取り返しがつかない。市として危機意識を持って通知してほしいとして質疑、要望がありました。

第10款教育費では、コミュニティ・スクールの導入について、今後本市で設置する考えはあるのか。また、今後の小中学校の統廃合に備えて、モデル校を選定し実施してはどうかとして質疑がありました。

さらに、新型コロナウイルス感染症対策の一環で、全国一律休校が行われる中、このたび教育委員会では子ども読書活動推進計画を策定したことから、この機会にぜひ図書室を利用し、本に触れ

る習慣を身につけてほしいと思っているが、そういった観点から教育委員会や学校としての考えはどうか。大変な事態であるときだからこそ、ゲームに時間を費やすのではなく、本に親しむことが推進されるような取り組みを行ってほしいとして質疑、要望がありました。

また、学校給食の関係で、文部科学省では、調理室は換気を行い、湿度は80%以下、室内温度は25度以下に保つよう努めることとされていることから、調理現場のエアコン設置について、ぜひ検討いただきたいとして要望がありました。

さらに、今年度開催された中学生議会について、大変中身もよく、継続して実施すべき事業だと思うが、新年度も実施する予定なのかとして質疑がありました。

歳入では、地方創生応援税制寄附金についての内容はどのようなものか。また、この制度は企業にとっても社会貢献という大きな意味合いもあると思うので、市としても、もっと企業に対しPRしてほしいとして質疑、要望がありました。

また、生活保護費返還金の予算が50万円ということだが、前年度決算では、過年度分も含めると約800万円あった。本市において、生活保護法第78条の2に基づき、生活保護費から天引きしている事実はあるのか。生活保護費から天引きするのは法律で認められているものの、受給者にとって厳しいのではないかと思う。本人の実情に合わせた対応をとってほしいとして質疑、要望がありました。

以上が、議第20号令和2年度米沢市一般会計予算に対する審査の中でありました質疑・要望の主なものでありますが、採決に当たっては、ひきこもりサポート事業について、この事業は期待感の高い新たな本市の施策であるとの認識を持っていた。しかしながら、提案の中身は委託するものが多く、質疑に対する答弁は納得できるようなものではなかった。この事業は大変大切なものであり、当局の答弁でも極めて高いノウハウやスキルが必

要であると言っていた。そうであれば、本市職員が施策に大いにかかわり、今後の本市の人材育成も含めてぜひ対応いただきたい。そのことを強く求め賛成するとの意見。

また、賛成はするが、予算編成時期の関係から、このたびの新型コロナウイルス感染症対策に関する予算が含まれていない。必要かつ十分な対応をとっていただくためにも、早急な対応を求めることについて、議員の皆様にも賛同いただく形で附帯決議を提出したいという意見があり、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決まりました。

続いて、議第21号令和2年度米沢市国民健康保険事業勘定特別会計予算から議第31号令和2年度米沢市立病院事業会計予算について御報告申し上げます。

まず、議第21号令和2年度米沢市国民健康保険事業勘定特別会計予算では、国民の所得に占める税金や社会保険料などの負担の割合を示す国民負担率は、令和2年度に44.6%になり、過去最高になるとの報道があった。本市は低所得世帯へのさまざまな軽減措置があるとはいえ、市民からは国保税額は高いと聞いている。地方都市は少子高齢化で高齢者が多く、医療費がかさんでいる。昨今の社会情勢の中で、納付できない市民が増加することも考えられるが、本市として生活困窮者への対応はどう考えているのか。また、国保税は前年の所得から算定されるが、社会情勢が変化すると納付できない方もいると思うので、しっかりと対応してもらいたいとして質疑、要望がありました。

また、脳ドック検査費助成事業費について、通常の検査費が2分の1の補助で2万円ぐらいになると思う。予算額を超えた場合、抽せんにより助成を受けられない方も出てくるということだが、補助率を下げても全員へ助成すべきだと考えるかどうかとして質疑がありました。

次に、議第23号令和2年度米沢市介護保険事業勘定特別会計予算では、全国のこれまでの研究や

調査を見ると、社会参加する高齢者が多い市町村ほど、要支援・要介護の認定率が低く、介護費用が少ない傾向にあるとの報道があった。社会参加の機会の実態把握をした上で、介護予防の施策を今後考えていただきたいと思うがどうかとして質疑がありました。

また、成年後見制度については、高齢者に対しさまざまな形で支援が必要であると認識しているが、市としてどのような支援を行っていくとしているのかとして質疑がありました。

次に、議第24号令和2年度米沢市と畜場及び食肉市場費特別会計予算では、新型コロナウイルス感染症による影響ということで、直近で米沢牛の枝肉の価格が下落したと聞いているが、今後どのような影響が予測され、その対応はどう考えているのかとして質疑がありました。

次に、議第25号令和2年度米沢市青果物地方卸売市場費特別会計予算では、市民への安定供給を図る市場であるが、昭和40年代建設の施設であり、鮮度を維持するといった観点で見ると設備は十分なのかとして質疑がありました。

次に、議第29号令和2年度米沢市水道事業会計予算では、舘山浄水場の廃止については、今年度予算に対して議会では附帯決議を付し、その後、調査研究及び意見交換を行ってきている状況である。それを踏まえ新年度予算に舘山配水区受水施設整備事業を計上したと思うが、どのような思いで計上したのかとして質疑がありました。

次に、議第30号令和2年度米沢市下水道事業会計予算では、農業集落排水処理施設改築事業が計上されているが、これまでも議会から、今後の施設維持経費と合併処理浄化槽とした場合の設置費用を比較検討し、地域と協議した上で成島地区の下水処理を考えていくべきではないかとの意見があったと思う。そのことに対して検討してきた結果と今後の方向性についてどうなっているのか。本市のまちづくりの観点からは、都市計画マスタープラン、立地適正化計画をまとめる段階で、将

来的なビジョンとしてコンパクトなまちづくり、より生活密度の濃い地区をつくらうとしている。確かに改築すれば15年から20年の猶予はできるものの、その期間は施設を維持していかなければならず、投資だけがふえてしまう。ライフラインの維持の観点から考えれば、施設を更新して最大限に利用することよりも、一刻も早く予算の圧縮につなげるためには何が必要か。最短で最大の効果を上げる方策を考えていく必要があることから、利用する期間をなるべく短縮できるよう考えてほしいとして質疑、要望がありました。

次に、議第31号令和2年度米沢市立病院事業会計予算では、三友堂病院と同時に令和5年度までの開業を目指す新病院建設を進める計画に対して、市民の不安の声が大きいと感じる。今後、この計画をどのように進めていくのか。具体的なロードマップはいつごろ、どのような形で示されるのか。市民の関心が高い事業なので、より丁寧な説明をお願いしたい。また、現在、三友堂病院は市北西部の住民にとって大きな存在であり、移転は通院している市民にとって大きな心配事である。移転に際して、地域医療を守る観点だけではなく、公共交通や道路整備など大きな課題を解決することが本当の市民の安心・安全につながると理解しているので、大きな観点で考えていただきたいとして質疑、要望がありました。

以上が、令和2年度の各特別会計予算及び企業会計予算の審査の中でありました質疑・要望の主なものであります。

次に、審査結果についてであります。議第21号令和2年度米沢市国民健康保険事業勘定特別会計予算、議第22号令和2年度米沢市後期高齢者医療費特別会計予算及び議第23号令和2年度米沢市介護保険事業勘定特別会計予算の議案3件につきましては、国民健康保険税が高く市民の負担が重いのではないかという話がある。国の制度として法定減免があり加入者に対する負担軽減はあるものの、市も独自に対応する必要があると

思うが、新年度予算にはそれが見えない。また、介護保険事業では、消費税増税の対応として、国は低所得者への対応を行うことになっているが、それとは別に高額介護サービス費の負担限度額の上限引き上げや補足給付の自己負担増などが始まる。市長は、市長選で財政を立て直したと宣伝し、形としては立ち直ったかもしれないが、一方でこういう状況を後回しにしていると感じる。財政が立ち直って基金に積み増ししているのであれば、国民健康保険事業特別会計予算、後期高齢者医療費特別会計予算、介護保険事業勘定特別会計予算に使うべきであり、この3つの特別会計予算に反対するとの意見がありました。

また、さまざまな反対意見の内容を十分検証しながら、厚生労働省の進める地域包括ケアシステムの姿を早急に構築すること、健康長寿まちづくり推進条例の推進を速やかに実施していただくことを期待するとの賛成意見がありましたので、挙手による採決を行った結果、議第21号から議第23号は、賛成多数で、原案のとおり可決すべきものと決まりました。

次に、議第24号令和2年度米沢市と畜場及び食肉市場費特別会計予算から議第31号令和2年度米沢市立病院事業会計予算までの議案8件につきましては、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決まりました。

次に、議第33号令和元年度米沢市一般会計補正予算（第9号）につきましては、質疑もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決まりました。

次に、議第35号令和元年度米沢市一般会計補正予算（第10号）について御報告申し上げます。

第2款総務費では、旧南原中学校校舎活用整備事業については、北校舎を解体するという計画であり、市公共施設の建物面積全体を減らしていく方向であることも理解できるが、地元の意向を聞き協議された上での解体か。また、今後、旧校舎を利用し、レンタルアトリエを核とした施設になる

とのことだが、地区の方、市民だけではなく、置賜の芸術関係者も含めて、広く活動できる拠点の場となるよう今後進めていただきたいとして質疑、要望がありました。

第6款農林水産業費では、今回の補助事業にかかわる新農場の建設先となる地域住民と合意を得たと聞いているが、地域の皆様、事業者、市、それぞれの解釈に乖離がないか。また、新農場の建設に伴う影響調査のデータどおりにならなかった場合の問題解決方法など、十分に共有されているのかとして質疑がありました。

歳入では、旧南原中学校校利活用整備事業ということで、今年度の補正で地方創生拠点整備交付金を活用するわけだが、今年度の補正で実施する理由は何か。また、来年度以降は使えない交付金なのかとして質疑がありました。

以上が、議第35号令和元年度米沢市一般会計補正予算（第10号）に対する審査の中でありました質疑・要望の主なものでありますが、採決に当たっては、今回の畜産業費の予算は、長い間課題となっていた南原地区の臭気問題を根本的な面から解決へと前進させるための予算であり、同意いただいた板谷地区の皆様の幸せにつながるような事業にしていきたいとして賛成するとの意見があり、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決まりました。

以上、当予算特別委員会に付託されました案件の審査経過の概要と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○**鳥海隆太議長** ただいまの予算特別委員長報告に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**鳥海隆太議長** 質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

予算特別委員長報告中、異議のありました議第21号から議第23号までの議案3件を除く議第20号、

議第24号から議第31号まで、議第33号及び議第35号の議案11件を委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**鳥海隆太議長** 御異議なしと認めます。よって、議第20号、議第24号から議第31号まで、議第33号及び議第35号の議案11件は、委員長報告のとおり決まりました。

次に、異議のありました議第21号から議第23号までの議案3件について、順次起立により採決いたします。

初めに、議第21号について採決します。

議第21号に対する委員長報告は、賛成多数で原案可決であります。

お諮りいたします。

議第21号を委員長報告のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○**鳥海隆太議長** 起立多数であります。よって、議第21号は委員長報告のとおり決まりました。

次に、議第22号について採決いたします。

議第22号に対する委員長報告は、賛成多数で原案可決であります。

お諮りいたします。

議第22号を委員長報告のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○**鳥海隆太議長** 起立多数であります。よって、議第22号は委員長報告のとおり決まりました。

次に、議第23号について採決いたします。

議第23号に対する委員長報告は、賛成多数で原案可決であります。

お諮りいたします。

議第23号を委員長報告のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○**鳥海隆太議長** 起立多数であります。よって、議第23号は委員長報告のとおり決まりました。



○鳥海隆太議長 ただいまの提出者説明に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鳥海隆太議長 質疑を終結いたします。

次に、議員間討議を行います。議員間討議の御希望はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鳥海隆太議長 なければ、議員間討議を終結いたします。

これより討論に入りますが、通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

発議第2号を原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○鳥海隆太議長 異議がありますので、改めて起立により採決いたします。

お諮りいたします。

発議第2号を原案のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○鳥海隆太議長 起立多数であります。よって、発議第2号は原案のとおり決まりました。

.....

#### 日程第34 発議第3号新型コロナウイルス感染症の対策に関する意見書の提出について

○鳥海隆太議長 次に、日程第34、発議第3号新型コロナウイルス感染症の対策に関する意見書の提出についてを議題といたします。

この場合、提出者から提案理由の説明を求めます。

提出者16番成澤和音議員。

〔16番成澤和音議員登壇〕

○16番（成澤和音議員） ただいま上程になりま

した発議第3号新型コロナウイルス感染症の対策に関する意見書の提出についてであります。本案は、新型コロナウイルスによる感染症対策として、国民の安心・安全の確保及び不安の解消に努めるとともに、感染拡大を防止し、地域経済への影響を最小限に抑えるため、地方自治体と連携、協力し、状況の変化に合わせて全力を挙げて取り組むよう、国会及び政府に対し、意見書を提出しようとするものであります。

以下、意見書案を朗読して、提案理由の説明にかえさせていただきます。

〔別紙 発議第3号朗読〕

以上であります。議員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○鳥海隆太議長 ただいまの提出者説明に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鳥海隆太議長 質疑を終結いたします。

次に、議員間討議を行います。議員間討議の御希望はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鳥海隆太議長 なければ、議員間討議を終結いたします。

これより討論に入りますが、通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

発議第3号を原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鳥海隆太議長 御異議なしと認めます。よって、発議第3号は、原案のとおり決まりました。

.....

#### 日程第35 議員派遣について

○鳥海隆太議長 次に、日程第35、議員派遣についてを議題といたします。

議員派遣につきましては、会議規則第167条第1項の規定により、配付しておりますとおりに決定いたしますので、御了承願います。

.....

日程第36 議第36号米沢市副市長の選任について

○鳥海隆太議長 次に、日程第36、議第36号米沢市副市長の選任についてを議題といたします。

この場合、市長から提案理由の説明を求めます。中川市長。

〔中川 勝市長登壇〕

○中川 勝市長 ただいま上程になりました議第36号米沢市副市長の選任について説明いたします。

本案は、本市副市長の井戸將悟氏が来る3月31日にその任期が満了となるため、その後任として大河原真樹氏を本市副市長に選任したく、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めため提案するものであります。

なお、井戸將悟氏には、平成28年4月以来、市政の中枢にあつて地方自治の振興に多大なる御貢献を賜りましたことに対し、心から敬意を表しますとともに、深く感謝を申し上げます。

何とぞ御同意賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○鳥海隆太議長 ただいまの市長説明に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鳥海隆太議長 質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第36号に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鳥海隆太議長 御異議なしと認めます。よって、

議第36号は同意することに決まりました。

暫時休憩いたします。

午前11時59分 休 憩

~~~~~

午後 0時01分 開 議

○鳥海隆太議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

.....

日程第37 議第37号米沢市教育委員会教育長の任命について

○鳥海隆太議長 次に、日程第37、議第37号米沢市教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

この場合、市長から提案理由の説明を求めます。中川市長。

〔中川 勝市長登壇〕

○中川 勝市長 ただいま上程になりました議第37号米沢市教育委員会教育長の任命について説明いたします。

本案は、本市教育委員会教育長の大河原真樹氏が来る3月31日に辞任されることに伴い、その後任として土屋宏氏を教育長に任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めため提案するものであります。

なお、大河原真樹氏には、平成28年4月以来、本市教育行政の振興に多大なる御貢献を賜りましたことに対し、心から敬意を表しますとともに、深く感謝を申し上げます。

何とぞ御同意賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○鳥海隆太議長 ただいまの市長説明に対し、御質

疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鳥海隆太議長 質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第37号に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鳥海隆太議長 御異議なしと認めます。よって、

議第37号は同意することに決まりました。

暫時休憩いたします。

午後 0時04分 休 憩

午後 0時07分 開 議

○鳥海隆太議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第38 議第38号米沢市教育委員会
委員の任命について

○鳥海隆太議長 次に、日程第38、議第38号米沢市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

この場合、市長から提案理由の説明を求めます。
中川市長。

〔中川 勝市長登壇〕

○中川 勝市長 ただいま上程になりました議第38号米沢市教育委員会委員の任命について説明いたします。

本案は、本市教育委員会委員の土屋宏氏が来る3月31日に辞任されることに伴い、その後任として神尾正俊氏を同委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるため提案するも

のであります。

何とぞ御同意賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○鳥海隆太議長 ただいまの市長説明に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鳥海隆太議長 質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第38号に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鳥海隆太議長 御異議なしと認めます。よって、

議第38号は同意することに決まりました。

暫時休憩いたします。

午後 0時09分 休 憩

午後 0時12分 開 議

○鳥海隆太議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長挨拶

○鳥海隆太議長 以上で、本定例会に付議されました案件は全部議了いたしました。

閉会前に、市長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。中川市長。

〔中川 勝市長登壇〕

○中川 勝市長 市議会3月定例会の閉会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

去る2月25日に招集いたしました本定例会は、本日、全日程を終了いたしました。29日間にわたる会期中、提出しました案件につきまして、終始真剣な御審議をいただき、厚く御礼申し上げます。

午後 0時16分 閉 会

審議の過程で賜りました重要な御指摘、御意見等につきましては、今後の市政執行に十分反映していきたいと考えております。

市政運営方針でも申し上げましたように、新年度は3つの「健康」をキーワードに掲げ、「市民の健康」を守り、「経済の健康」を高め、「地域の健康」を推進し、新たな時代を展望した持続可能なまちづくりを進めてまいります。

本市にかかわる全ての人々の英知と力を合わせれば、必ず魅力と活気あふれる明るい米沢を実現することができます。そのためにも、市民の皆様との対話や交流を重ね、互いに信頼を築き上げながら、さらなる市勢発展のため全力を尽くしてまいります。

今、国内はもとより世界中において、新型コロナウイルスの感染が拡大し、収束の見通しが立たない状況にあります。先ほど米沢市一般会計予算に対する附帯決議が議決されたところでありますが、新型コロナウイルス感染症が市民生活や地域経済などに与える影響は甚大なものと認識しておりますので、的確な対策を速やかに講じなければならないと考えているところであります。

引き続き感染防止対策に最大限に努めるとともに、地域経済等への影響をできるだけ抑制するため、今後、国等の経済対策を見据えつつ、緊急な予算措置等の対応が必要になると考えておりますので、議員各位の御理解と御協力をよろしくお願い申し上げる次第であります。

結びに、議員各位の御健勝をお祈り申し上げ、御礼の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

.....

閉 会

○鳥海隆太議長 これをもちまして令和2年3月定例会を閉会いたします。